

平成 29 年 9 月

第 2 回尼崎市議会定例会議案

( 3 )



## 目 次

### < 予算 >

議案第 7 1 号 平成 2 9 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 7 2 号 平成 2 9 年度尼崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）

### < 条例 >

議案第 7 3 号 尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7 4 号 尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を改正する条例について

議案第 7 5 号 尼崎市公営企業の設置等に関する条例について

### < その他 >

議案第 7 6 号 工事請負契約の変更について（（仮称）南部保健福祉センター整備工事）

議案第 7 7 号 工事請負契約の変更について（（仮称）南部保健福祉センター整備工事のうち電気設備工事）

議案第 7 8 号 工事請負契約の変更について（（仮称）南部保健福祉センター整備工事のうち機械設備工事）

議案第 7 9 号 工事請負契約の変更について（（仮称）北部保健福祉センター整備工事）

議案第 8 0 号 工事請負契約について（大庄支所・地区会館複合施設新築工事）

議案第 8 1 号 工事請負契約について（大庄支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事）

議案第 8 2 号 工事請負契約について（大庄支所・地区会館複合施設新築工事のうち機械設備工事）

議案第 8 3 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）

議案第 8 4 号 平成 2 8 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 8 5 号 平成 2 8 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- 議案第 86 号 平成 28 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰  
余金の処分について
- 議案第 87 号 平成 28 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処  
分利益剰余金の処分について

# 予 算



議案第 7 1 号

平成 2 9 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 9 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 2 4 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 2 , 3 2 5 , 2 2 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 3 条 市債の追加及び変更は、「第 3 表市債補正」による。

平成 2 9 年 9 月 1 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰越金		1	158,800	158,801
	05 繰越金	1	158,800	158,801
70 諸収入		6,918,593	130,000	7,048,593
	25 収益事業収入	300,000	120,000	420,000
	30 雑収入	5,131,177	10,000	5,141,177
75 市債		20,725,300	35,200	20,760,500
	05 市債	20,725,300	35,200	20,760,500
歳入合計		202,001,220	324,000	202,325,220

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		14,822,163	257,000	15,079,163
	05 総務管理費	12,298,538	257,000	12,555,538
20 衛生費		13,943,903	10,000	13,953,903
	20 環境保全費	362,174	10,000	372,174
35 商工費		1,711,258	17,000	1,728,258
	05 商工費	1,711,258	17,000	1,728,258
40 土木費		20,659,878	40,000	20,699,878
	20 河川水路費	838,788	30,000	868,788
	40 住宅費	5,233,877	10,000	5,243,877
歳出合計		202,001,220	324,000	202,325,220



第2表 債務負担行為補正

(単位 千円)

変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
小学校各種施設整備事業	平成30年度	253,000	平成30年度	279,000

第3表 市債補正

(単位 千円)

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業経済施設整備事業費	12,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め30年以上に半年賦元金均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により、繰上げ償還を行い、償還年限を短縮し、又は利率を高めないので借換えをすることができるものとし、借入れ先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

変更

起債の目的	補正前		補正後	
防災対策事業費	限度額	28,800	限度額	51,300



一 般 会 計

予 算 説 明 書

( 補 正 2 号 )

議71-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1	158,800	158,801			
05 項 繰越金	1	158,800	158,801			
05 目 繰越金	1	158,800	158,801	繰越金	158,800	○ (企画財政局) 補正財源として前年度繰越金を補正 158,800

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	6,918,593	130,000	7,048,593			
25 項 収益事業収入	300,000	120,000	420,000			
15 目 競艇場事業収入	300,000	120,000	420,000	競艇場事業 収入	120,000	○ (資産統括局) モーターボート競走事業会計における未処 120,000 分利益剰余金の処分に伴う補正

議71-8

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
30 項 雑 入	5,131,177	10,000	5,141,177			
20 目 雑 入	5,131,173	10,000	5,141,173	二酸化炭素 排出抑制対 策事業費等 補助金	10,000	○ (経済環境局) 公共施設の省エネルギー対策等に関する調 査の実施に伴う補正 10,000

歳 入

75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	20,725,300	35,200	20,760,500			
05 項 市 債	20,725,300	35,200	20,760,500			
35 目 商 工 債	-	12,700	12,700	産業経済施設整備事業債	12,700	○ (経済環境局) ものづくり支援センターの整備に伴う補正 12,700
40 目 土 木 債	3,412,800	22,500	3,435,300	防災対策事業債	22,500	○ (都市整備局) 本庁舎に抽水場監視設備を導入することに 伴う補正 22,500





歳 出

20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 款 衛 生 費	13,943,903	10,000	13,953,903	特定財源 10,000 一般財源 0			
20 項 環境保全費	362,174	10,000	372,174	特定財源 10,000 一般財源 0			
10 目 環境対策費	143,627	10,000	153,627	その他 10,000	13 委 託 料	10,000	○ 温暖化対策推進事業費（経済環境局） 10,000 公共施設の省エネルギー対策等に関する調査 の実施に伴う補正



歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 款 土 木 費	20,659,878	40,000	20,699,878	特定財源 22,500 一般財源 17,500			
20 項 河川水路費	838,788	30,000	868,788	特定財源 22,500 一般財源 7,500			
25 目 抽水場費	175,609	30,000	205,609	市 債 22,500 一般財源 7,500	15 工事請負費	30,000	○ 抽水場整備事業費（都市整備局） 本庁舎に抽水場監視設備を導入することに伴 う補正



2 債務負担行為で平成30年度以降にわたるものについての平成28年度末までの支出額及び平成29年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

変更

事 項	限 度 額	平成28年度末までの支出額		平成29年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		一般財源
小学校各種施設整備事業	補正前の額			平成30年度まで	253,000	65,411	154,900		32,689	
	補正額			平成30年度まで	26,000		19,500		6,500	
	補正後の額			平成30年度まで	279,000	65,411	174,400		39,189	

## 3 市債の平成27年度末における現在高並びに平成28年度末及び平成29年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	平成27年度末現在高	平成28年度末 現在高見込額	平成29年度中増減見込み		平成29年度末 現在高見込額
			平成29年度中 起債見込額	平成29年度中 元金償還見込額	
普通債	149,360,296	147,904,834	13,435,500	15,844,715	145,495,619
土 木	50,277,338	49,151,823	2,650,100	6,461,260	45,340,663
教 育	48,361,299	49,987,644	5,132,700	4,333,098	50,787,246
市 営 住 宅	16,941,486	15,707,986	2,148,600	1,934,482	15,922,104
住 宅 資 金 貸 付	24,302	18,561	-	11,324	7,237
総 務	424,303	1,538,564	1,589,900	26,375	3,102,089
民 生	6,619,205	6,449,244	1,164,400	615,587	6,998,057
衛 生	19,142,667	18,043,131	551,900	1,542,230	17,052,801
労 働	1,000	600	-	400	200
商 工	150,945	124,119	27,100	38,737	112,482
消 防	2,299,063	2,186,385	170,800	458,500	1,898,685
企業会計等出資金	5,118,688	4,696,777	-	422,722	4,274,055
災 害 復 旧 債	15,033	14,581	-	1,669	12,912
土 木	13,200	13,200	-	1,212	11,988
その他公共施設等	1,833	1,381	-	457	924
そ の 他	99,294,125	101,023,465	9,689,000	8,013,532	102,698,933
減 税 補 て ん 債	3,344,866	2,776,582	-	575,235	2,201,347
臨 時 税 収 補 て ん 債	440,772	222,579	-	222,579	-
臨 時 財 政 対 策 債	79,287,252	83,340,624	9,689,000	5,673,824	87,355,800
退 職 手 当 債	12,260,150	11,109,125	-	1,155,364	9,953,761
減 収 補 て ん 債	3,961,085	3,574,555	-	386,530	3,188,025
合 計	248,669,454	248,942,880	23,124,500	23,859,916	248,207,464

議案第72号

平成29年度尼崎市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成29年度尼崎市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成29年度尼崎市水道事業会計予算第3条の収益的収入及び支出の予定額のうち支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費用	9,087,591 千円	8,731 千円	9,096,322 千円
第1項 営業費用	8,715,578 千円	9,417 千円	8,724,995 千円
第2項 営業外費用	357,626 千円	686 千円	356,940 千円

平成29年9月12日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

平成29年度尼崎市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			9,087,591	8,731	9,096,322	
	1 営業費用		8,715,578	9,417	8,724,995	
		7 業務費	687,513	3,482	690,995	公営企業部局の組織統合に係る物件費の増に伴う補正
		8 総係費	772,114	5,935	778,049	公営企業部局の組織統合に係る物件費の増に伴う補正
	2 営業外費用		357,626	686	356,940	
		3 消費税及び地方消費税	86,872	686	86,186	消費税及び地方消費税の減に伴う補正



# 条 例



議案第73号

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当  
に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する  
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年9月12日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当  
に関する条例の一部を改正する条例

( 尼崎市職員退職手当支給条例の一部改正 )

第1条 尼崎市職員退職手当支給条例(昭和24年尼崎市条例第37  
号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「市長が」の次に「別に」を加え、同項ただし書中  
「減じた」を「減じて得た」に改め、同条第10項中「に掲げる」を  
「のいずれかに該当する」に改め、第3号を第4号とし、第2号を第  
3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者で、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる  
者に相当する者として市長が別に定める者のいずれかに該当し、  
かつ、市長が指導基準(同項に規定する指導基準をいう。イに  
おいて同じ。)に照らして再就職を促進するために必要な職業  
指導(職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項  
に規定する職業指導をいう。イにおいて同じ。)を行うことが  
適当であると認めるもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める  
理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1項第2号  
に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、  
かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要  
な職業指導を行うことが適当であると認めるもの

第8条第11項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、

職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者が」に改める。

附則に次の1項を加える。

8 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号ア中「イ」とあるのは「イ及びウ」と、同号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの

ウ 特定退職者で、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの（アに該当する者を除く。）」

とする。

（尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第2条 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（昭和35年尼崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第4項中「教育委員会」を「尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第4条第1項第3号中「尼崎市教育委員会（以下「」及び「」という。）」を削る。

第10条第1項中「教育委員会が」の次に「別に」を加え、同項ただし書中「減じた」を「減じて得た」に改め、同条第10項中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改め、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者で、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として教育委員会が別に定める者のいずれかに該当し、かつ、教育委員会が指導基準（同項に規定する指導基準をいう。イにおいて同じ。）に照らして再就職を促進するために必要な職業指導（職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導をいう。イにおいて同じ。）を行うことが適当であると認めるもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として教育委員会が別に定める者に該当し、かつ、教育委員会が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者が」に改める。

付則に次の1項を加える。

11 平成34年3月31日以前に退職した教育職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号ア中「イ」とあるのは「イ及びウ」と、同号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として教育委員会が別に定める者に該当し、かつ、教育委員会が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると

認めるもの

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として教育委員会が別に定める者に該当し、かつ、教育委員会が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの

ウ 特定退職者で、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、教育委員会が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めるもの（アに該当する者を除く。）

とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中尼崎市職員退職手当支給条例（以下「職員退職手当条例」という。）第8条第11項第5号の改正規定、第2条中尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（以下「教育職員退職手当条例」という。）第10条第11項第5号の改正規定並びに付則第3項及び第5項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（職員の退職手当に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の職員退職手当条例（以下「改正後の職員退職手当条例」という。）第8条第10項（第2号に係る部分に限り、改正後の職員退職手当条例附則第8項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員（職員退職手当条例第1条第1項に規定する職員をいう。）をいう。以下同じ。）で職員退職手当条例第8条第1項第2号に規定する所定給付日数（以下この項において「所定給付日数」という。）から改正後の職員退職手当条例第8条第1項に規定する待期日数を減じて得た日数分

の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分の職員退職手当条例第8条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以後であるものについて適用する。

- 3 退職職員で職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者（以下「特定地方公共団体等」という。）の紹介により職業に就いたものに対する改正後の職員退職手当条例第8条第11項（第5号に係る部分に限り、職員退職手当条例第8条第15項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「ただし書施行日」という。）以後である場合について適用する。

（教育職員の退職手当に関する経過措置）

- 4 第2条の規定による改正後の教育職員退職手当条例（以下「改正後の教育職員退職手当条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、改正後の教育職員退職手当条例付則第11項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職教育職員（退職した教育職員（教育職員退職手当条例第1条に規定する教育職員をいう。）をいう。以下同じ。）で教育職員退職手当条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数（以下この項において「所定給付日数」という。）から改正後の教育職員退職手当条例第10条第1項に規定する待期日数を減じて得た日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分の教育職員退職手当条例第10条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が適用日以後であるものについて適用する。

- 5 退職教育職員で特定地方公共団体等の紹介により職業に就いたものに対する改正後の教育職員退職手当条例第10条第11項（第5号に

係る部分に限り、教育職員退職手当条例第10条第15項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、当該退職教育職員が当該紹介により職業に就いた日がただし書施行日以後である場合について適用する。

( 説 明 )

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 74 号

尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を改正する条例  
について

尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 9 月 12 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例の一部を改正する条例

尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例（平成 22 年尼崎市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「市内に居住する」を「本市内に住所を有する」に改め、同条第 2 号中「いう。）」を「いう。以下同じ。）」に、「市内に居住する」を「本市内に住所を有する」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中「市内に居住する」を「本市内に住所を有する」に改める。

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条第 1 項中「で規則で定めるもの（以下）」を「（以下）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定により運賃を支払わず、又は乗車券を使用せずに乗合自動車を利用することができる場合は、これらの規定に規定する者が、本市の区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域として市長が別に定める区域を含む。）内に存する停留所において、当該乗合自動車に乗車し、及び当該乗合自動車から降車する場合に限るものとする。

第 6 条ただし書を削る。

第 7 条の見出しを「（特別乗車証の使用等）」に改め、同条中「当該乗合自動車の乗務員に当該特別乗車証を提示しなければ」を「市長が別に定めるところに従いこれを使用しなければ」に改め、同条後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 被交付者は、その交付を受けた特別乗車証を使用して乗合自動車を利用する場合において、当該乗合自動車の乗務員から当該特別乗車証及び身体障害者手帳、療育手帳その他これに相当する書類として規則

で定める書類、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳で当該被交付者が交付を受けているものの提示を求められたときは、当該乗務員にこれらを提示しなければならない。

第 1 1 条を第 1 2 条とする。

第 1 0 条の見出し中「返還」を「返還等」に改め、同条第 2 項中「ときは、」の次に「これらの者が保有する特別乗車証の使用を停止させる措置を講じ、又は」を加え、同条を第 1 1 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(特別乗車証の再交付)

第 1 0 条 被交付者は、特別乗車証を紛失し、又は著しく損傷し、若しくは汚損したときその他規則で定める場合は、規則で定めるところにより市長に申請して、特別乗車証の再交付を受けることができる。

2 被交付者は、前項の規定により特別乗車証の再交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、当該再交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 0 年 3 月 1 日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 付則第 8 項の規定 公布の日

(2) 付則第 7 項の規定 平成 2 9 年 1 2 月 1 日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例(以下「交付条例」という。)第 5 条の規定により交付を受けている特別乗車証(交付条例第 1 条に規定する特別乗車証をいう。以下同じ。)については、この条例による改正後の交付条例(以下「改正後の条例」という。)第 4 条第 1 項及び第 3 項、第 7 条第 1 項、第 1 0 条並びに第 1 1 条第 2 項の規定は適用せず、この条例による改正前の交付条例(以下「改正前の条例」という。)第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項、第

7条及び第10条第2項の規定は、平成30年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の条例第7条中「ならない。当該乗合自動車の乗務員から特別乗車証の提示を求められたときも、同様とする」とあるのは、「ならない」とする。

3 交付条例第5条各号に掲げる者（市長が別に定める者を除く。）は、その末日を平成30年3月31日とする有効期間が定められた単独用特別乗車証又は介護人付特別乗車証（以下「旧特別乗車証」という。）の交付を受けることができる。

4 前項の規定により旧特別乗車証の交付を受けようとする者は、改正後の条例第6条の規定の例により、市長に申請しなければならない。

5 付則第3項の規定により交付を受けた旧特別乗車証は交付条例第5条の規定により交付を受けた特別乗車証と、同項の規定により旧特別乗車証の交付を受けた者は同条の規定により特別乗車証の交付を受けた者とみなす。

6 付則第2項の規定は、前項の規定により交付条例第5条の規定により交付を受けた特別乗車証とみなされた旧特別乗車証及び同項の規定により同条の規定により特別乗車証の交付を受けた者とみなされた者について準用する。この場合において、付則第2項中「第3条第2項、第4条第1項」とあるのは、「第4条第1項」と読み替えるものとする。

（準備行為）

7 改正後の条例第6条の規定による特別乗車証（改正後の条例第3条、第4条、第7条、第10条及び第11条の規定の適用を受けるものをいう。）の交付の申請は、この条例の施行前においても行うことができる。

（委任）

8 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

( 説 明 )

特別乗車証のＩＣカード化を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 75 号

尼崎市公営企業の設置等に関する条例について

尼崎市公営企業の設置等に関する条例を次のように制定する。

平成 29 年 9 月 12 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市公営企業の設置等に関する条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき尼崎市下水道事業（以下「下水道事業」という。）及び尼崎市モーターボート競走事業（以下「モーターボート競走事業」という。）に対する法の適用について定めるとともに、法第 4 条、第 7 条ただし書及び第 14 条の規定に基づき尼崎市水道事業（以下「水道事業」という。）、尼崎市工業用水道事業（以下「工業用水道事業」という。）、下水道事業及びモーターボート競走事業（以下「公営企業」という。）の設置、経営の基本、管理者及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(法の適用)

第 2 条 下水道事業及びモーターボート競走事業には、法の規定の全部を適用する。

(設置)

第 3 条 市民の生活用水その他の浄水を供給するため、水道事業を設置する。

2 本市における地盤沈下の防止及び工業の健全な発達に必要な工業用水の供給を行うため、工業用水道事業を設置する。

3 市民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

4 市の施策の実施に要する経費の財源を確保し、もって市財政の健全な運営を図るため、モーターボート競走事業を設置する。

(経営の基本)

第4条 公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように経営されなければならない。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 給水区域 本市の区域内

(2) 1日最大給水量 321,750立方メートル

3 工業用水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 給水区域 本市の区域内

(2) 1日最大給水量 170,000立方メートル

4 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 排水区域 本市の区域内

(2) 1日最大処理能力 343,000立方メートル

5 モーターボート競走事業は、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）その他関係法令の規定に基づき経営されるものとする。

（管理者）

第5条 公営企業の各事業を通じて尼崎市公営企業管理者（以下「管理者」という。）1人を置く。

（組織）

第6条 管理者の権限に属する事務を処理させるため、尼崎市公営企業局を置く。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（尼崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例等の廃止）

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 尼崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年尼崎市条例第42号）

(2) 尼崎市下水道事業の設置等に関する条例（平成元年尼崎市条例第16号）

(3) 尼崎市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成28年尼崎市条例第20号）

( 説 明 )

水道事業、工業用水道事業、下水道事業及びモーターボート競走事業を所掌する公営企業部局の組織統合等を行うため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。





その他



議案第76号

工事請負契約の変更について

(仮称)南部保健福祉センター整備工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成29年9月12日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |          |  |
|---|----------|--|
| 1 | 契約の目的    | (仮称)南部保健福祉センター整備工事請負契約の変更のため                       |
| 2 | 契約の内容    | 工事場所 尼崎市竹谷町2丁目183番地<br>工事概要 出屋敷リベル5階駐車場内装等改修<br>工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 412,921,800円                                       |
| 4 | 契約の相手方   | 尼崎市道意町3丁目1番地<br>株式会社三田工務店<br>代表取締役 三 田 恭 男         |

(説明)

平成29年3月2日に議決された(仮称)南部保健福祉センター整備工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

( 参 考 )

工事概要

種 別	内 容
建 築	( 仮称 ) 南部保健福祉センター整備工事 出屋敷レベル 鉄骨鉄筋コンクリート造り 5階施工面積 3 , 5 0 7 . 5 7 平方メートル ( 主な諸室 ) 窓口スペース、待合スペース、執務スペース、面接室、 予診室、診察室、計測室、集団指導室、個別指導室、 授乳室、プレイルーム、ベビーカー置場、精神グルー プ室、栄養室、多目的室、会議室、多目的トイレ 今回変更内容 平成 2 9 年 3 月からの労務・材料等単価の適用

変更前契約

- 1 契約の目的 ( 仮称 ) 南部保健福祉センター整備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市竹谷町 2 丁目 1 8 3 番地  
工事概要 出屋敷レベル 5 階駐車場内装等改修工  
事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 4 1 2 , 5 6 0 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 尼崎市道意町 3 丁目 1 番地  
株式会社三田工務店  
代表取締役 三 田 恭 男

議案第 77 号

工事請負契約の変更について

(仮称)南部保健福祉センター整備工事のうち電気設備工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 29 年 9 月 12 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的    | (仮称)南部保健福祉センター整備工事のうち<br>電気設備工事請負契約の変更のため         |
| 2 | 契約の内容    | 工事場所 尼崎市竹谷町 2 丁目 1 8 3 番地<br>工事概要 電気設備工事          |
| 3 | 変更後の契約金額 | 1 7 0 , 9 6 8 , 3 2 0 円                           |
| 4 | 契約の相手方   | 尼崎市西難波町 2 丁目 4 番 2 7 号<br>株式会社小川電設<br>代表取締役 小 川 元 |

( 説 明 )

平成 29 年 3 月 2 日に議決された(仮称)南部保健福祉センター整備工事のうち電気設備工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

( 参 考 )

工事概要

種 別	内 容	
電 気	電気設備工事	
	受変電設備工事	一式
	幹線設備工事	一式
	動力設備工事	一式
	電灯・コンセント設備工事	一式
	弱電設備工事	一式
	今回変更内容 平成29年3月からの労務・材料等単価の適用	

変更前契約

- 1 契約の目的 ( 仮称 ) 南部保健福祉センター整備工事のうち電気設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市竹谷町2丁目183番地  
工事概要 電気設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 170,208,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市西難波町2丁目4番27号  
株式会社小川電設  
代表取締役 小 川 元

議案第78号

工事請負契約の変更について

(仮称)南部保健福祉センター整備工事のうち機械設備工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成29年9月12日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |          |  |
|---|----------|--|
| 1 | 契約の目的    | (仮称)南部保健福祉センター整備工事のうち機械設備工事請負契約の変更のため        |
| 2 | 契約の内容    | 工事場所 尼崎市竹谷町2丁目183番地<br>工事概要 機械設備工事           |
| 3 | 変更後の契約金額 | 209,618,280円                                 |
| 4 | 契約の相手方   | 尼崎市稲葉荘3丁目5番10号<br>株式会社田中水道工業所<br>代表取締役 水 杉 栄 |

(説明)

平成29年3月2日に議決された(仮称)南部保健福祉センター整備工事のうち機械設備工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

( 参 考 )

工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事
	空気調和設備工事 一式
	給排水衛生設備工事 一式
	撤去工事 一式
	今回変更内容 平成29年3月からの労務・材料等単価の適用

変更前契約

- 1 契約の目的 ( 仮称 ) 南部保健福祉センター整備工事のうち機械設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市竹谷町2丁目183番地  
工事概要 機械設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 208,180,800円
- 5 契約の相手方 尼崎市稲葉荘3丁目5番10号  
株式会社田中水道工業所  
代表取締役 水 杉 栄



議案第 79 号

工事請負契約の変更について

(仮称)北部保健福祉センター整備工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 29 年 9 月 12 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |          |  |
|---|----------|--|
| 1 | 契約の目的    | (仮称)北部保健福祉センター整備工事請負契約の変更のため   |
| 2 | 契約の内容    | 工事場所 尼崎市南塚口町 2 丁目 1 番 1 号<br>工事概要 塚口さんさんタウン 1 番館 5 階及び<br>6 階内装等改修工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 272,455,920 円  |
| 4 | 契約の相手方   | 尼崎市道意町 3 丁目 1 番地<br>株式会社三田工務店<br>代表取締役 三 田 恭 男                       |

( 説 明 )

平成 29 年 3 月 2 日に議決された(仮称)北部保健福祉センター整備工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

( 参 考 )

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>( 仮称 ) 北部保健福祉センター整備工事</p> <p>塚口さんさんタウン 1 番館 鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <p>5 階施工面積 1 , 8 5 9 . 9 7 平方メートル</p> <p>6 階施工面積 1 , 1 4 1 . 6 8 平方メートル</p> <p>( 主な諸室 )</p> <p>窓口スペース、待合スペース、執務スペース、面接室、 予診室、診察室、計測室、集団指導室、個別指導室、 授乳室、プレイルーム、ベビーカー置場、精神グルー プ室、栄養室、多目的室、会議室、多目的トイレ</p> <p>今回変更内容</p> <p>平成 2 9 年 3 月からの労務・材料等単価の適用</p>

変更前契約

- 1 契約の目的 ( 仮称 ) 北部保健福祉センター整備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市南塚口町 2 丁目 1 番 1 号  
工事概要 塚口さんさんタウン 1 番館 5 階及び 6 階内装等改修工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 2 7 2 , 1 6 0 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 尼崎市道意町 3 丁目 1 番地  
株式会社三田工務店  
代表取締役 三 田 恭 男

議案第 80 号

工事請負契約について

大庄支所・地区会館複合施設新築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 29 年 9 月 12 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 大庄支所・地区会館複合施設新築工事請負のため                        |
| 2 | 契約の内容  | 工事場所 尼崎市大島 3 丁目 1 5 3 番地の 4<br>工事概要 新築工事      |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 4 | 契約の金額  | 6 2 0 , 7 8 4 , 0 0 0 円                       |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市玄番南之町 4 番地<br>株式会社柄谷工務店<br>代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

( 説 明 )

大庄支所・地区会館複合施設新築工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

( 参 考 )

工事概要

種 別	内 容
建 築	大庄支所・地区会館複合施設新築工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 延べ面積 2,413.55平方メートル 付属棟 鉄筋コンクリート造り 平屋建て 1棟 延べ面積 63.01平方メートル 駐輪場 アルミ製 平屋建て 2棟 延べ面積 69.08平方メートル 外構工事 植栽工事

議案第 8 1 号

工事請負契約について

大庄支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 9 年 9 月 1 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 大庄支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事請負のため                   |
| 2 | 契約の内容  | 工事場所 尼崎市大島 3 丁目 1 5 3 番地の 4<br>工事概要 電気設備工事        |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 4 | 契約の金額  | 1 9 3 , 3 2 0 , 0 0 0 円                           |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市西難波町 2 丁目 4 番 2 7 号<br>株式会社小川電設<br>代表取締役 小 川 元 |

( 説 明 )

大庄支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

( 参 考 )

工事概要

種 別	内 容
電 気	電気設備工事
	屋内電気設備工事 一式
	屋外電気設備工事 一式
	付属棟電気設備工事 一式

議案第 8 2 号

工事請負契約について

大庄支所・地区会館複合施設新築工事のうち機械設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 9 年 9 月 1 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 大庄支所・地区会館複合施設新築工事のうち機械設備工事請負のため                 |
| 2 | 契約の内容  | 工事場所 尼崎市大島 3 丁目 1 5 3 番地の 4<br>工事概要 機械設備工事      |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 4 | 契約の金額  | 1 7 5 , 5 0 0 , 0 0 0 円                         |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市椎堂 1 丁目 2 番 6 号<br>三協設備株式会社<br>代表取締役 永 井 俊 彦 |

( 説 明 )

大庄支所・地区会館複合施設新築工事のうち機械設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

( 参 考 )

工事概要

種 別	内 容	
機 械	機械設備工事	
	衛生器具設備工事	一式
	給水設備工事	一式
	排水設備工事	一式
	給湯設備工事	一式
	消火設備工事	一式
	空気調和設備工事	一式
	換気設備工事	一式



議案第 83 号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

平成 29 年 9 月 12 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 事 件 名 建物明渡し等請求事件

2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部

3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被 告

4 事件の概要

原告本市は、滞納家賃を支払わない本市改良住宅の入居者たる被告 [REDACTED] に対して、訴状の送達により当該改良住宅の賃貸借契約を解除するとともに、滞納家賃の支払及び当該改良住宅の明渡しとともに明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

5 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(説 明)

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、本案を提出する。



議案第 8 4 号

平成 2 8 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分  
について

平成 2 8 年度尼崎市下水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のと  
おり処分するため、議決を求める。

平成 2 9 年 9 月 1 2 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	4 , 4 2 8 , 3 4 0 , 2 8 5 円
2	処分方法及び処分額	
(1)	建設改良積立金の積立て	1 , 6 9 6 , 7 8 0 , 9 0 4 円
(2)	資本金への組入れ	7 3 1 , 5 5 9 , 3 8 1 円

( 説 明 )

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項  
の規定により、本案を提出する。



議案第 85 号

平成 28 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に  
ついて

平成 28 年度尼崎市水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり  
処分するため、議決を求める。

平成 29 年 9 月 12 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	1,938,524,057 円
2	処分方法及び処分数額	
(1)	建設改良積立金の積立て	1,166,202,740 円
(2)	資本金への組入れ	772,321,317 円

( 説 明 )

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項  
の規定により、本案を提出する。



議案第 86 号

平成 28 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の  
処分について

平成 28 年度尼崎市工業用水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次  
のとおり処分するため、議決を求める。

平成 29 年 9 月 12 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 当年度未処分利益剰余金	1,094,720,047 円
2 処分方法及び処分額	
(1) 建設改良積立金の積立て	299,874,119 円
(2) 資本金への組入れ	127,042,179 円

( 説 明 )

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項  
の規定により、本案を提出する。





議案第 87 号

平成 28 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益  
剰余金の処分について

平成 28 年度尼崎市モーターボート競走事業会計に係る未処分利益剰  
余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

平成 29 年 9 月 12 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	11,543,490,030 円
2	処分方法及び処分量	
(1)	利益積立金の積立て	1,279,395,106 円
(2)	建設改良積立金の積立て	3,322,765,353 円
(3)	他会計への繰出し	120,000,000 円

( 説 明 )

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項  
の規定により、本案を提出する。

